

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成18年4月20日(2006.4.20)

【公表番号】特表2005-531782(P2005-531782A)

【公表日】平成17年10月20日(2005.10.20)

【年通号数】公開・登録公報2005-041

【出願番号】特願2004-519106(P2004-519106)

【国際特許分類】

G 0 1 F 13/00 (2006.01)

B 6 5 B 57/10 (2006.01)

【F I】

G 0 1 F 13/00 3 4 1 Z

B 6 5 B 57/10 B

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月28日(2006.2.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医薬品(2)を製造する機械(1)において医薬品を光電子的に検査する方法において、医薬品(2)を製造するステーション(3)から、検査ステーション(13)を通る所定の供給経路(P)に沿って、上記機械(1)の排出部分(8)へ、医薬品(2)が一列をなして供給され、各医薬品(2)が上記検査ステーション(13)を通過して移動するときに、各医薬品(2)がコヒーレント偏光によって生成された電磁界(E)を通ることを特徴とする方法。

【請求項2】

上記電磁界(E)がレーザービーム源(16)によって生成されることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

上記医薬品(2)が蓋(C)と本体(F)とを備え且つ粉状または微粒子状の所定量の医薬(M)を収容するタイプの硬ゼラチンカプセル(2)を有し、上記機械(1)が医薬品(2)を製造するカプセル充填機(1)を具備し、上記電磁界(E)を横切ることによって上記硬ゼラチンカプセル(2)が所定量の医薬(M)で充填されているか否かが検出可能であることを特徴とする請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

上記電磁界(E)が上記検査ステーション(13)に配置された構造(14)内でレーザービーム源(16)によって生成され、該構造(14)は上記レーザービーム源(16)とレーザービームを捕らえられるようにその反対側に配置された光センサ手段(17)とを支持する支持ユニット(15)を包囲しており、各硬ゼラチンカプセル(2)が上記レーザービーム源(16)と上記光センサ手段(17)との間の電磁界(E)を横切り、吸引シート(6)を備えた回転コンベヤ(7)の該吸引シート(6)に吸引によって保持されていることを特徴とする請求項3に記載の方法。

【請求項5】

上記支持ユニット(15)が水平軸線(Y)周りで回転するシャフト(18)に取り付けられており、各硬ゼラチンカプセル(2)がその長手軸線(X)が鉛直方向に沿って位

置するように対応の吸引シート(6)上に保持され、当該方法が上記硬ゼラチンカプセル(2)の長手鉛直軸線(X)に対して所定の角度()だけ上記支持ユニット(15)を回転させる工程を具備することを特徴とする請求項4に記載の方法。

【請求項6】

上記支持ユニット(15)が0~30°の範囲の角度()だけ回転せしめられることを特徴とする請求項5に記載の方法。

【請求項7】

上記光センサ手段(17)に接続されたモニタ装置(19)を具備し、当該方法が前記モニタ装置(19)によって上記光センサ手段(17)からの測定値を受信し、該測定値を予め定められた基準値と比較し、該基準値に一致しない医薬品(2)を除去するための除去装置(20)を作動する出力信号を送信する工程を具備することを特徴とする請求項4~6のいずれか1つに記載の方法。

【請求項8】

上記除去装置(20)が上記供給経路(P)上で上記排出部分(8)の上流に配置されており、上記一致していない医薬品(2)が空気圧そらし手段(21)によって上記供給経路(P)からそらされ、これら医薬品が除去コンテナ(22)に追い出されることを特徴とする請求項7に記載の方法。

【請求項9】

上記モニタ装置(19)が上記カプセル充填機(1)内で医薬(M)を供給し分配する供給・分配ユニット(10,SD)に接続されており、当該方法が上記モニタ装置(19)から上記供給・分配ユニット(10,SD)にフィードバック調整信号を送信する工程を具備することを特徴とする請求項7または8に記載の方法。